

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第1編 第8章：失踪

第1節：失踪宣告とその効果

第181条 (2015年改正、同年施行) いずれにしても、ある者がその住所または最後の居住地から、便りがなく失踪したときは、裁判所書記官は、利害関係人または検察庁の申立により、裁判(行為)において、または、重大な損害なしには遅延が許されない法律行為において、失踪者を保護・代理する財産管理人を指名する。失踪者に第183条に従って任意に適法に代理されていた場合は除かれる。

法律上別居していない成人である(現の)配偶者は失踪者の代理人かつ自動的に財産管理人となる。その者がいないと、成人で4親等以内の最も親等が近い者が該当する。親族がいない場合、それらが出頭しない場合、または、明らかに緊急な場合は、裁判所書記官は検察庁の意見を聞いて資力があり前歴が良い者を指名する。

また、その裁量で財産の保存に必要な措置を採ることができる。

第182条 次の者は、優先順序なしに、失踪宣告を促進し請求する義務を有する：

- ① 法律上別居していない失踪者の配偶者。
- ② 4親等以内の血族。
- ③ 検察庁が職権で、または届出を受けて。

更に、失踪者の財物上にその者の生存中にまたは死亡に依り行使しできる或る権利を有していると合理的に推定される何人もこの宣言を求めることができる。

第183条 (2015年改正、同年施行) その住所または最後の居所から姿を消した者は(次の場合は)法律上の失踪状態にあるとみなされる：

- ① 財物全部の管理権能を委託した代理人を置かなかつた場合は、最後の便りから1年経過した場合、または、便りがないうちでその姿を消してから1年経過した場合。
- ② 財物全部の管理権能を委託した代理人を置いたときは、3年経過した場合。

受託者の死亡または正当な辞任もしくは受任の期限満了は、これらが生じたとき失踪者の居場所が分からなく、かつ、最後の便りから1年経過したとき、また、便りがないうちは失踪から1年経過したときは、法律上の失踪を決定する。失踪宣告が身分登録所に登録されると、失踪者がなした包括的または特定の委任はすべて権利が消滅する。

第184条 (2015年改正、同年施行) 裁判所書記官が認めた重大な事由がないと、失踪宣告された者の代理、その者の搜索、その者の財物の保全と管理およびそ

の者の債務の履行は、(次の者に) 属する：

- ① 法律上の別居または事実上の別居をしていない成人である（現の）配偶者。
- ② 成人である子。複数のときは、失踪者と同居していた年長者が優先する。
- ③ 最も親等が近く若い両系の尊属。
- ④ 失踪者と同居していた成人である兄弟姉妹。年長者が優先される。

これらの者がいない場合は、裁判所書記官が検察庁の意見を聞いてその裁量で指名するところの資力があり前歴が良い者に完全に属する。

第 185 条 (2015 年改正、同年施行) 失踪宣告された者の代理人は次の義務を負う：

- ① 本人の動産の財産目録を作成し、不動産の明細を作る。
- ② 裁判所書記官が裁量的に決める保証を提供する。前条の①、②と③に含まれる者は除かれる。
- ③ 失踪者の財産を保全・保護し、その財物から可能な通常の収益を得る。
- ④ 失踪者の財物の占有と管理について民事執行法で規定されている規則を遵守する。

後見行使および後見人の無資格、解任と免除の事由の規定は、失踪者の選定代理人に、その特別な代理に適合する範囲で、適用される。

第 186 条 (2015 年改正、同年施行) 第 184 条の①、②と③に該当する失踪宣告された者の法定代理人は、果実、利子と利益、失踪者の子の人数、その者たちへの扶養義務、代理に必要とされる注意と活動、財産に掛かる担保および自身の状況の全体を考慮して、失踪者の財産の一時的占有を享受し、裁判所書記官が示す範囲で流動収入を自己のものにする。

同条の④に該当する法定代理人は、失踪者の財産の一時的占有を享受し、裁判所書記官が示す範囲で果実、利子と利益を、失踪者または場合によってはその相続人もしくは承継人のために流動収入の 1/3 を留保して、自己のものにするが、流動収入の 2/3 を超えるものは自己のものとはできない。

失踪者の財物の一時的占有者は、それを売却し、担保・抵当に入れ、または質に入れることは、裁判所書記官によって明らかに必要または有用と認められ宣言されないと、できない。裁判所書記官はこれらの行為を承認するとき、必要量を決める。

第 187 条 (2015 年改正、同年施行) 一時的占有の享受または選定代理権行使の享受の間に、ある者が当該占有に優先する権利を証明すると、現実の占有者は排除される。しかし、その（優先権利）者は、訴え提起の日からでないといふ収益について権利を取得しない。

失踪者が出現すると、その財産は、介入者が悪意でない場合、（介入者により）取得された収益を除き、回復される。介入者の悪意の場合は、取得された果実および回復の日から収受すべきものが、裁判所書記官の宣言に従って、回復される。

第 188 条 一時占有または選定代理権行使の間に失踪宣告された者の死亡が証されると、死亡時にその遺言承継人または法定相続人のために相続が開始し、

一時占有者に死亡者の財産をそれらの者へ引渡す義務が課されるが、(一時占有者が) 受取った収益は先に示された量で自分の物として保留される。

売買または他の権原で失踪者の財物を取得したと公正証書で証明する第三者が出現すると、当該財物について代理権は停止し、それらは適法な権利者の処分に服する。

第 189 条 失踪者の配偶者は財産分離の権利を取得する。

第 190 条 失踪宣告された者の名である権利を主張するためには、その権利の取得にその存在が必要とされる時期に(失踪者が) 存在していたと証明する必要がある。

第 191 条 前条の規定を損なうことなく、失踪者が(相続人として) 呼ばれた相続が開始した場合は、この者の持分は、それを主張する権利を持つ者がいないときは、共同相続人の持分を増加させる。それらの者は、場合によっては、死亡宣告まで保管される当該財物の目録を、検察庁が介入して、作成しなければならない。

第 192 条 前条の規定は、失踪者、その代理人または承継者が有する相続回復請求権または他の権利を害しないものと解される。これらの権利は消滅時効に定められた時期の経過により消滅する。共同相続人の持分を増加させる不動産の登記簿中になされる(相続) 登記に、(当該不動産は) 本条と前条の規定に服している旨が表示される。

第 2 節：死亡宣告

第 193 条 死亡宣告は(次の場合) 手続される：

① 失踪者からの最後の便りから、便りがない場合はその行方不明から、10 年経過した。

② 最後の便りから、便りがない場合はその行方不明から、5 年経過したときで、失踪者がその期間経過時に 75 歳になっているとき。

上記の期間は、最後の便りがあったときの暦年の終了から、便りがない場合は、行方不明となったその暦年の終了から、計算する。

③ ある者が遭遇した生命に対する暴力による死亡の危急危険の日から数えて、暴力の後にその者の便りがない場合、1 年経過したとき。災厄の場合はこの期間は 3 ヶ月となる。

政治的または社会的秩序の破壊活動においてある者が失踪し、上記の期間内にその者の便りがなかった場合は、破壊活動が止んでから 6 ヶ月経過すると、暴力と推定される。

第 194 条 (2015 年改正、同年施行) また、死亡宣告は(次の者について) 手続される：

① 武装派遣部隊に属していて、または、志願補助公務員の資格であるいは通信の職務で武装派遣部隊に従事していて、戦闘に加わりそこで行方不明になった者で、平和条約締結の日から、また、締結されなかった場合は戦争終結の公式宣言から 2 年経過したとき。

- ② 遭難または海中への沈没が確認された船舶に乗船していたと証明された者、または、その災害が確認され、生存者の不存在が合理的に明白な航空機に搭乗していたと証明された者。
- ③ 遭難または海中への沈没が確認された船舶に乗船していたと証明された後に便りがない者、または災害が確認された航空機に搭乗していたことが証明された後に便りがない者、または、それらの場合に人の遺骸が発見され、8日経過した後、特定できなかつた場合。
- ④ 遭難または海中への沈没が、その目的地に到着しないことで、予想される船舶に、または、固定到着地を欠いて、戻って来なく、また、生存者の不存在が合理的に明白である船舶に乗船していた者。いずれの場合にも最後の便りから、または、これらの便りがないと最初の出港日から数えて1月経過した場合。
- ⑤ 海上、砂漠または無人地帯の上を飛んでいて、その目的地に到着しないことで、災害が予想される航空機に、または、固定到着地を欠いて、戻って来なく、また、生存者の不存在が合理的に明白である航空機に乗船していた者。いずれの場合にも搭乗者または航空機からの最後の便りから、または、これらの便りがないと旅行の開始日から数えて1月経過した場合。旅行が乗り換えでなされた場合は、開始日は最後の便りを得た離陸地から数える。

第195条 死亡宣告により法的失踪状況は止むが、当該宣告がなされない間は、失踪者は、反対の調査結果がある場合を除いて、死亡したとされるべき時まで生存していたと推定される。

全ての死亡宣告は、前各条の規定に従って、反証がある場合を除いて、その日以降に死亡が発生したと考えられる当該その日を（死亡日と）表示する。

第196条（2015年改正、同年施行）失踪者の死亡宣告が確定すると、その者の財物について相続が開始し、法律の規定に従ってその分与に移行する。

相続人は死亡宣告から5年までは無償で（財物を）処分することはできない。

この期間経過までは、遺言者の魂の救済での情深い遺贈または福祉施設への遺贈を除いて遺贈物を引渡すことはできず、受遺者は遺贈物を請求する権利を有しない。

相続人が一人であって分配の必要がなくとも、公証人による動産の財産目録作成と不動産の明細作成は相続人の義務である。

第197条 死亡宣告の後、失踪者が出現し、または、その存在が証されると、失踪者はその財物を現状のまま回復し、売却された物の代金またはその代金で取得した物について権利を得る。しかし、相続財物で得られた利息、果実、収入については相続人に（回復）主張できるのは、出現の日または死亡していないことの確認の日からの分である。

第3節：民事登録簿への記帳

第198条（2015年改正、同年施行）民事登録簿には、行方不明、法定失踪および死亡の宣告が証され、また、法定代理権と選定代理権、および、その消滅が証される。

同じく、動産目録および本章で調整される不動産明細が記入される；譲渡命

令および失踪者の法定代理人または選定代理人がなす移転と供担保の証書；財物の明細または目録の証書、また、死亡宣告の結果作成された分割・分配の証書またはその各々の場合での区分帳簿のプロトコル化の調書。